

訪問介護 (要介護)

日常生活支援総合事業＜訪問介護相当サービス＞
(要支援・事業対象者)

サービス利用契約書

合同会社桜の森
ケア24 さくら

〒252-0141 相模原市緑区二本松2丁目45-7

T E L 042-703-0662

F A X 042-703-0663

指定訪問介護・訪問介護相当サービス利用契約書

様（以下、「利用者様」といいます。）と、合同会社桜の森が行うケア24 さくら（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者様に対して提供する訪問介護又は訪問介護相当サービスについて、各々対等な立場でその内容を確認し、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法・その他関係法令及び本契約書に定められた内容に基づき、利用者様が居宅において、その有する能力に応じて、できるかぎり自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービスまたは訪問介護相当サービスに属するサービスを提供します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の有効期間は、令和 年 月 日 から利用者様の要介護（要支援・事業対象者）認定の有効期間が満了する日までとします。

サービス開始予定日	令和	年	月	日
-----------	----	---	---	---

- 2 この契約期間の満了する日の7日前までに、利用者様から契約終了の申し出がない場合には、この契約は次の要介護（要支援・事業対象者）認定の有効期間が満了する日まで自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（提供するサービス）

- 1 事業者は、訪問介護員等（ホームヘルパー）を利用者様に派遣し、本契約の重要事項説明書に定めた内容のサービスを提供します。
- 2 介護保険制度の改正等本契約に変更が生じた場合は新たに別紙にて提示することと、更新するものとします。

第4条（訪問介護計画・訪問介護相当サービス）

- 1 具体的なサービス提供に際しては、事業者は、利用者様またはそのご家族の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、訪問介護計画、訪問介護相当サービス計画（以下「サービス計画」という。）を作成します。
- 2 事業者がサービス計画の変更を必要と判断した場合または利用者様そのご家族がサービス計画の変更を希望した場合には、事業者は、利用者様またはそのご家族の希望を考慮するとともに、双方の合意をもってサービス計画の変更をすることとします。

第5条（料金・支払い方法）

- 1 利用者様本契約に基づくサービスの対価として、利用単価ごとの料金をもとに計算された、その月の合計金額を支払いするものとします。
- 2 事業者は利用者様に対し、前月分のサービス請求書を毎月 10 日以降に送付または持参し、利用者様は事業者に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 利用者様は、（現金支払い・自動引落）のいずれかの方法でその月の合計金額を支払うものとします。
- 4 利用者様は、居宅においてサービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第6条（サービスの中止）

- 1 利用者様は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後 6 時までに通知をすることにより、料金の負担することなく、サービス利用を中止することができます。
- 2 利用者様がサービス提供日の前日午後 6 時までにサービス利用の中止を申し出ず、事業者がサービスを提供できなかった場合は、事業者は、利用者様に対して「キャンセル料」を本契約の重要事項説明書で定めた金額にて請求することができます。
- 3 ただし、利用者様は病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合はキャンセル料金を支払うことなく、サービス利用を中止することができます。

第7条（重要事項説明書）

この契約に際し、事業者は利用者様に対して、あらかじめサービス提供に関する重要な事項を書面にて説明するものとします。また、その書面の内容は、本契約に規定されている内容を補完するものとします。

第8条（契約の終了）

- 1 次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は自動的に終了します。
 - （1）利用者様が介護保険施設に入所（入院）した場合。
 - （2）2 ヶ月間ご利用がない場合（但し、契約内容や利用者様の介護状態区分等に変更がない場合は、利用者様と事業者の双方の合意により契約の継続が出来るものとします）。
 - （3）利用者様の要介護（要支援・事業対象者）認定区分が自立（非該当）と認定された場合。
 - （4）利用者様が死亡した場合。

第9条（利用者様の解約権）

- 1 利用者様は事業者に対して、7日間の予告期間において意思表示をすることにより、利用者様が希望する日をもって契約を解約することができます。但し利用者様の病変、緊急入院など止むを得ない事情がある場合は予告期間が7日間以内でも本契約を解除することができます。
- 2 利用者様は、前項の規定にかかわらず、利用者様の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、解約料を支払うことなく、直ちにこの契約を解約することができます。
- 3 利用者様は次の事由に該当した場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - （1）事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - （2）事業者が正当な理由があってもサービスが提供できなくなった場合。
 - （3）事業者が守秘義務に反した場合。
 - （4）事業者が利用者様及びそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。

第10条（事業者の解約権）

- 1 事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、利用者様に対して、契約終了日の1か月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は利用者の担当の居宅介護支援事業所または地域包括支援センターに対し、情報を提供します。
 - （1）事業規模の縮小。
 - （2）事業の休廃止。
 - （3）利用者様が遠方へ引越しするなど、やむを得ない事情により自らサービスの提供が困難になった場合。
- 2 事業者は、利用者様またはそのご家族等が、利用料の支払遅延など、故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにもかかわらず改善せず、この契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもって契約を解約することができます。

第11条（緊急時対応）

事業者は、サービス提供中に利用者様の病状が急変し、必要な場合には速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第12条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者様の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

第13条（サービス内容等の記録作成・保存）

- 1 事業者は、利用者様に対してサービスを提供することに、当該サービスの提供日、内容等の必要事項を、所定の電磁記録媒体および書面に記録します。利用者は事業者に対し、いつでもサービスの提供に関する記録の閲覧を求める事が出来ます。
- 2 事業者は、サービスの提供に関する記録を管理し、本契約の終了から5年間保管します。

第14条（個人情報の保護及び管理）

- 1 事業者およびサービス従業者は、サービス提供上で知り得た利用者やその家族に関する秘密、個人情報等について、利用者の生命、身体に危険が及ぶような正当なる理由がない限り、個人情報に関連する法令その他関連法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、契約中および契約終了後も第三者に洩らすことはありません。
- 2 事業者は、利用者様およびそのご家族に関する個人情報が含まれる記録資料を厳重に保管し、また保存期限を過ぎたものは、第三者への漏洩することなく処分いたします。但し、次の事項についての情報提供は、予め書面にて利用者より同意を得た上で行うことといたします。
 - （1）介護保険サービスを利用するための市町村、居宅支援事業所、その他介護保険関係機関等への情報提供。
 - （2）介護サービスの質向上のため、学会、研究会等での事例研究発表への情報提供。この場合は、利用者様が特定できないよう配慮いたします。

第15条（賠償責任）

- 1 事業者は、利用者様に対するサービスの提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者様又はそのご家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その責任の範囲においてその損害をすみやかに賠償いたします。
- 2 損害の賠償は、事業者の加入する損害賠償保険の範囲内とします。

第16条（本契約に定めない事項）

本契約に定めのない事項については、各法令の定めるところを尊重し、利用者様及び事業者の協議により定めます。

以上、本契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者様、事業者は署名捺印のうえ各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____
 電 話 _____
 氏 名 _____

家族等（代理署名） 住 所 _____
 電 話 _____
 氏 名 _____ 続柄： _____

事業者 事業者名 合同会社桜の森
 ケア 24 さくら
 所 在 地 神奈川県相模原市緑区二本松 2 丁目 45-7
 代 表 代表社員 千野 孝

訪問介護・訪問介護相当サービス
サービス利用契約における個人情報使用同意書

事業者名 合同会社桜の森
ケア24 さくら

所 在 地 神奈川県相模原市緑区二本松2丁目45-7

代 表 代表社員 千野 孝

事業者が業務上知り得た利用者様及びそのご家族様に関する情報について、正当なる事由がある場合は、以下の範囲で必要に応じて第三者に情報提供いたします。

介護保険サービス利用のため市、居宅支援事業所、その他、利用者様介護保険請求に係る事業所等への情報提供。

円滑な介護保険サービス提供 のため、サービス担当者会議・居宅サービス事業者、施設サービス事業者等または主治医、医療 O.O.O.機関等に対して、利用者様およびそのご家族の個人情報（情報の範囲は、病名、日常生活動作、家 庭構成など必要最小限とし、その目的達成のための個人情報）。

私は以上の目的で個人情報の収集・提供することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 氏 名 _____

家族等 氏 名 続柄：

氏 名 続柄：

氏 名 続柄：